

大韓民国の在外選挙は 次のように実施します。



韓国・中央選挙管理委員会

提供日時 2010. 8. 25

WWW.nec.go.kr

☎82-2-503-0648
FAX82-2-504-5350

選挙に影響を及ぼそうとするための郷友会・宗親会・同窓会開催禁止

- ◎ 何人(なんびと)でも選挙期間中選挙に影響を及ぼそうするために郷友会・宗親会・同窓会・団結大会または、野遊会、その他の集会や集いを開催することはできません。

何人(なんびと)でも選挙日前 90 日から選挙日まで候補者(候補者になろうとする者含む)と関連がある著書の出版記念会を開催できません。また、何人(なんびと)でも選挙期間中には選挙に影響を及ぼそうするために郷友会・宗親会・同窓会・団結大会・野遊会または時局講演会・セミナー・学術大会、その他の集会や集いを開催できません。(公職選挙法第 103 条)

※出版記念会開催関連事例例示

このようにしてはいけません	このような場合は大丈夫です
<ul style="list-style-type: none">▶ 出版記念会に参加した来賓が立候補予定者を支持・宣伝する激励辞をする行為は不可です。▶ 出版記念会を開催しながら参加した在外国民に著書や食物を提供する行為は不可です。	<ul style="list-style-type: none">▶ 出版記念会に招請を受けた来賓が儀礼的な祝辞や激励辞をする行為は可能です。▶ 出版記念会に参加した人に通常の範囲で茶・コーヒーなど飲み物(酒類は除く)を提供する行為は可能です。

在外選挙ホームページ(ok.nec.go.kr)が
オープンしました。